笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議(以下「自治町民会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、 笠郷地域まちづくり計画(以下「まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを 目的とする。

(事務局設置場所)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

- 第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。 (構成)
- 第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する(以下「構成員」という。)。
 - (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
 - (2) 笠郷地域内の各区
 - (3) 笠郷地域内で活動する団体
 - (4) 笠郷地域に所在する事業所
 - (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

- 第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) まちづくり計画の策定
 - (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
 - (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
 - (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
 - (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- 第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 理事会
 - (4) 専門部会
- 2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。 (役員)
- 第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1 名

(3) 事務局長 1 名

(4) 専門部会長 部会毎に1名

(5) 監事 2名

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。
- 3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。
- 4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。 (役員の任務)
- 第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。
- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を総括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。 (役員の任期)
- 第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。 (顧問の設置)
- 第 11 条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。 (会議)
- 第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

- 第 13 条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面(電子データ等も含む)による出席と、書面(電子データ等も含む)による議決(委任状等も含む)の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に応答が可能であれば、会議に出席しているとする。
- 2 会議は、原則として公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (総会)
- 第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、 臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

- 第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。
- 2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。 (理事会)
- 第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。
- 2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討し、決定することができる。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。 (専門部会)
- 第 17 条 専門部会(以下「部会」という。)は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策 を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。
 - (1) 総務部会
 - (2) 安全・安心部会
 - (3) 環境・美化部会
 - (4) 健康・福祉部会
 - (5) 教育・文化・商工部会
- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、 その年度末までを任期とする。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。 (会計)
- 第 18 条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
- 2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第 19 条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

- 第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を総理する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第 21 条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第 22 条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。 (委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。 附 則

- 1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第 18 条第 3 項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。

別表(第7条 第2項関係)

| No. | 団体名 | 選出人数(基準) | | |
|-----|-----------------|----------|------|--------------------|
| | | 理事 | 専門委員 | |
| 1 | 船附区 | 1 | 4 | 区長、副区長等 |
| 2 | 大野区 | 1 | 2 | 区長、副区長等 |
| 3 | 下笠区 | 1 | 4 | 区長、副区長等 |
| 4 | 上之郷区 | 1 | 1 | 区長、副区長等 |
| 5 | 栗笠区 | 1 | 2 | 区長、副区長等 |
| 6 | 公民館、親孝行生涯学習推進員会 | 1 | 1 | 公民館長(親孝行支部長)、推進員会長 |
| 7 | 民生児童委員、社会福祉協議会 | 1 | 1 | 民生児童委員代表、社協支部長 |
| 8 | 船附こども園 | 0 | 1 | 園長 |
| 9 | 下笠保育園 | 0 | 1 | 園長 |
| 10 | 食生活改善推進協議会 | 0 | 1 | 会長 |
| 11 | 農業委員会 | 1 | 0 | 会長 |
| 12 | 農事改良組合 | 0 | 1 | 組合長 |
| 13 | 五三土地改良区 | 0 | 1 | 理事長 |
| 14 | 環境保全対策協議会 | 0 | 1 | 会長 |
| 15 | JA西美濃養老南支店 | 0 | 1 | 支店長 |
| 16 | 商工会 | 0 | 1 | 会長 |
| 17 | 交通安全笠郷分会 | 0 | 1 | 会長 |
| 18 | 社会教育委員 | 0 | 1 | 笠郷地区委員 |
| 19 | 子ども会育成会 | 0 | 1 | 会長 |
| 20 | 婦人の会 | 0 | 1 | 会長 |
| 21 | スポーツ推進委員 | 0 | 1 | 笠郷地区委員 |
| 22 | 体育委員会 | 1 | 0 | 会長 |
| 23 | 東部中学校PTA | 0 | 1 | 代表者 |
| 24 | 東部中学校 | 0 | 1 | 校長(代表者) |
| 25 | 笠郷小学校PTA | 0 | 1 | 会長 |
| 26 | 笠郷小学校 | 0 | 1 | 校長 |
| 27 | 船附こども園保護者会 | 0 | 1 | 会長 |
| 28 | 下笠保育園保護者会 | 0 | 1 | 会長 |
| 29 | 町消防団第6分団 | 1 | 2 | 分団長、副分団長等 |
| 30 | 女性防火クラブ笠郷分会 | 0 | 1 | 会長 |
| 31 | 笠郷自治会館駐在員 | 0 | 1 | 代表者 |
| 32 | 福祉推進員 | 0 | 1 | 代表者 |
| 33 | 笠郷地域事業所·企業 | 0 | 若干名 | 理事会で承認された組織、 |
| 34 | 学識経験者、各種団体経験者 | 若干名 | 若干名 | 理事会で承認された者、 |

(注)

理事・委員は本表を基準に選出するのが望ましい。複数団体の長兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てるのが望ましい。